

青森県報

第五百八十一号

令和五年
三月三日
(金曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課)……………一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同)……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課)……………二

公告

- 知事管理漁獲可能量の変更の公表……………(水産振興課)……………二
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………(建築住宅課)……………二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局)……………三
- 右 同……………(同)……………三
- 右 同……………(上北地域県民局)……………四
- 右 同……………(下北地域県民局)……………四

教育委員会

○青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令……………(学校教育課)……………四

人事委員会

○令和五年度青森県職員採用試験(大学卒業程度・SPI方式)公告……………(事務局)……………五

告示

青森県告示第百六十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年三月三日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	住所	名称	所在地	
東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目三の一	福祉用具貸与	東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目二の一四	弘前市大字神田一丁目二の一四	令和五・四・一
東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目三の一	特定福祉用具販売	東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目二の一四	弘前市大字神田一丁目二の一四	〃

青森県告示第百七十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和五年三月三日

青森県知事 三村 申 吾

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		介護予防サービス事業を行う所		指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	住所	名称	所在地	

東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目三の一	介護予防福祉用具貸与	東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目二の一四	令和五・四・一
東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目三の一	特定介護予防福祉用具販売	東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目二の一四	〃

青森県告示第百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和五年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	指定辞退年月日
石館薬局		青森市新町一丁目一三の一			令和五・三・三

公 告

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和四年六月八日及び同年十二月十二日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和五年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）

における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 ころまべろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまべろ（小型魚）漁業	360.7トﾝ

第2 ころまべろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまべろ（大型魚）漁業	588.8トﾝ

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

令和五年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和五年七月二日（日）午前十時十分から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和五年九月十日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和五年七月二十三日(日) 午前十時十分から

(2) 場所

青森市安方二丁目九の一三 青森県建設会館(二階会議室)

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和五年十月八日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

二 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

1 受験申込受付期間及び時間

令和五年四月三日(月) 午前十時から同月十七日(月) 午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaetc.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申込みこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和四年四月六日(水)までにセンター本部に申し出ること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 令和五年八月二十一日(月) (予定)

(二) 設計製図の試験 令和五年十二月七日(木) (予定)

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 令和五年八月二十一日(月) (予定)

(二) 設計製図の試験 令和五年十二月七日(木) (予定)

四 その他

受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ

じめ受付期間内にその旨をセンター本部に申し出ること。

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七―七七―二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 イナ電研

二 氏名 稲荷森馨

三 主たる営業所の所在地 青森市浜館四丁目一〇の五

四 許可番号 青森県知事許可(般一)第一五一二六号

五 取消年月日 令和五年二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

- 一 商号又は名称 有限会社石塚保温工業所
- 二 代表者の氏名 石塚隆
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田七五の七二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一二七四三号

- 五 取消年月日 令和五年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可

熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

令和四年十一月三十日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

認められた。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 来光建設

- 二 氏名 川向良子

- 三 主たる営業所の所在地 むつ市栗山町九の一

- 四 許可番号 青森県知事許可(般一二九)第一六三三六号

- 五 取消年月日 令和五年二月十日

- 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁内一般
出先機関
所轄教育機関

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

- 一 商号又は名称 彦建設株式会社
- 二 代表者の氏名 甲地繁彦
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字往来ノ上七九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第五三三二二号
- 五 取消年月日 令和五年二月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る建設業の許可

令和五年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

令和五年三月三日

青森県教育委員会

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程（昭和三十九年四月青森県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の（イの二）中「お届けします」と「届け出ます」に

総合的な学習の時間																				
総合的な探究の時間																				

総合的な探究の時間

「総合的な学習の時間及び」と読み。

第一号様式の（イの二）中「お届けします」と「届け出ます」に

特別の教科 道徳																				
道 徳																				

特別の教科 道徳

第一号様式の（イの三）及び第二号様式中「お届けします」と「届け出ます」に読み。

第二号様式中「お届けします」と「届け出ます」に「および」と読み。

第四号様式中「お届けします」と「届け出ます」に読み。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

人事委員会

令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・SPI方式）公告

令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・SPI方式）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

令和5年3月3日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 職員採用試験（大学卒業程度）
 - (2) 程度 大学卒業程度
- 2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
病院運営	2人程度	病院長局において、病院長の経営企画、診療報酬制度の運用管理、医療情報システムの運用等の病院運営事務に従事する。

注 本試験の受験申込者は、本年6月に実施予定の令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度（社会人枠含む））の受験申込みはできない。

3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者で、活字印刷文による出題に対応できる者
 - ① 平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
 - ② 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。
 - ① 日本の国籍を有しない者
 - ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過

150	150
-----	-----

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定する。ただし、第1次試験の各試験種目の得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

(2) 第2次試験

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第2次試験の得点の高い順に決定する。第1次試験の試験結果は反映されない。

8 受験申込方法及び受付期間

受験申込方法	青森県職員採用案内ホームページを経由して「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、ホームページで確認すること。なお、受験に当たってはメールアドレスが必要となるため、あらかじめ用意すること。
受付期間	3月3日(金)午前8時30分から3月29日(水)午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。

注 受験申込後、電話で内容確認をする場合がある。「017-734-9829」から電話があった場合は、応答又は折り返し電話をすること。

9 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、青森県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載される。

(2) 採用の方法

任命権者（青森県病院事業管理者）は、青森県人事委員会が提示する採用候補者名簿の中から採用者を内定する。最終合格者数は最終合格発表後の辞退を考慮して、採用予定人員よりも多く決定する場合がある。その場合、試験に合格しても採用されない場合がある。

採用の時期は令和6年4月1日の予定である。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

10 試験結果の提供

この採用試験の結果は、受験者本人から求めがあった場合、提供することができる。

提供の求めの具体的な手続き等については、第1次試験合格発表時に青森県職員採用案内ホームページに掲載する。

提供をを求める者	提供する内容	提供期間	提供場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点、順位及び合格基準未達の試験種目	第1次試験合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
第2次試験受者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点及び合格基準未達の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間	

注 合格基準未滿の試験種目がある場合、順位又は最終順位はつかない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円